

(様式第2号)

会議録

令和2年3月25日作成

会議の名称	第13回 島本町農業委員会		
会議の開催日時	令和元年10月11日(金) 午後1時30分から午後2時57分		
会議の開催場所	島本町役場 3階 委員会室	公開の可否	可・ <input checked="" type="checkbox"/> 一部不可 ・不可
事務局(担当課)	都市創造部 にぎわい創造課	傍聴者数	1名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)	個人情報が審議されているため		
出席委員	別紙のとおり		
会議の議題	別紙のとおり		
配布資料	会議に係る資料		
審議等の内容	別紙のとおり		

第13回島本町農業委員会議事録

1. 日 時 令和元年10月11日（金）午後1時30分～午後2時57分

2. 場 所 島本町役場 3階 委員会室

3. 議事日程

【報告】

- ①農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
- ②農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
- ③農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
- ④農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
- ⑤農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

【その他】

- ①農家意向アンケート調査について
- ②生産緑地地区の面積要件の引下げについて

4. 出席者

(委員)

会長 大西 義雄	会長代理 浅田 泰男	委員 栗辻 喜久雄
委員 井上 謙一	委員 種田 悟	委員 柏原 縁
委員 木村 修	委員 高山 一郎	委員 田中 幸造
委員 中村 清司	委員 西田 尚弘	委員 藤原 弘
(事務局)		
局長 名越 誠治	次長 佐藤 成一	課長 馬場田 耕平
担当 大森 隆雄		

5. 欠席者 2名

6. 傍聴人 1名

農業委員会会長

大西 義雄

署名委員

藤原 弘

署名委員

浅田 泰男

令和元年度 第13回 島本町農業委員会議事録

事務局	<p>それでは定刻となりましたので、ただいまから第13回島本町農業委員会を始めさせていただきます。</p> <p>本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます事務局の大森でございます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、座って進行をさせていただきます。</p> <p>本日の案件は、報告案件が、農地法第3条の3第1項の規定による届出書についてが5件と、その他案件が2件となっております。</p> <p>それでは開会に当たりまして、大西会長よりご挨拶をいただきます。</p> <p>大西会長、よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>はい。皆さん、こんにちは。</p> <p>お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>農業委員会もちょっと抜けてまして、今回、案件がございましたので開催いたしました。</p> <p>台風19号が接近してまして明日、山場を迎えるんじゃないかなと思います。ちょっと方向が関東寄りになりますけども、大きさが非常に大きいということで、暴風圏に近畿も入るということなので、十分に注意していただきたいと思います。また農作物も今は稲刈り等々、真っ最中でございますし心配ですけれども、何とか無事に、災害が起こらないように祈るばかりでございます。こればかりはどうにもできませんので、十分、命だけは守っていただくようにお願いしたいと思います。</p> <p>それでは案件に入りたいと思います、よろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>はい、会長、ありがとうございました。</p> <p>それでは、議長の選出を行います。</p> <p>島本町農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、大西会長に議長をお願いいたします。大西会長、お願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案に入る前に、委員の出席状況についてご報告いたします。委員14名中、出席者が12名、欠席者が2名であります。島本町農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の農業委員会は成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>次に、本日の署名委員を指名させていただきます。藤原委員、浅田委員、お願ひいたします。</p> <p>それでは次に、本日、傍聴者はありますか。</p>

事務局	はい。傍聴者が 1 名おられます。
議長	議案に入らせていただく前に、委員会の傍聴の申し出がございます。傍聴を認めてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
議長	異議がないようでございますので、傍聴を認め、入室を許可します。 それでは議案に入っていきたいと思います。1 件目「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について」事務局、説明願います。
事務局	はい。それでは報告案件①、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について」を資料に沿ってご説明させていただきます。 それでは 1 ページをお開きください。 あと、大変申しわけないですけども、ここで一部、修正事項がございます。報告①の表紙でございますが、高浜一丁目 [] の地目の現状が田となっておりますが、畑の誤りでございます。田となっておりますが、畑の誤りでございますのでご修正をお願いいたします。高浜一丁目 [] ですね。よろしくお願ひいたします。 さて、今回の届出でございますが、相続により所有権が移転されたものでございます。届出のあった農地は江川二丁目の 6 筆、高浜一丁目 1 筆、高浜二丁目 1 筆、登記地目は田、現況地目は田、高浜一丁目の 1 筆で、登記地目は田、現況地目は畑となっております。内容につきましては、農地台帳で確認させていただいております。 2 ページから 3 ページが届出書。4 ページから 21 ページが全部事項証明書、22 ページから 25 ページが位置図で、26 ページが受理通知書となっております。 以上、簡単ではございますが、事務局からの説明を終わらせていただきます。
議長	ただいま、事務局から説明がありました。 届け出のあった地区は西田委員の担当地区となっておりますので、西田委員から補足説明をお願いします。
委員	はい。この案件につきましては、相続による所有権の移転です。あと現状、相続人と同じ地区内の親族の方で農地の維持管理をしておられますので、特に問題はないと思います。以上です。

議長	はい、今、事務局と西田委員から説明がありましたけども、相続によるものでございます。 これにつきまして、委員の皆さんから何かご質問、ご意見がございましたらお願ひしたいと思います。 場所は、この地図でいくと 22 ページからですか、一つは [] のところですか。ここに図面がありますけど。それから 23 ページ、これはもう [] のほう、それから 24 ページの高浜、25 ページの高浜 2 丁目。ここは、26 ページは受理通知書で、これで譲渡されております。 続いて農地をやっていただくということで、農業委員会としては問題ないと考えていますけども。 よろしいですか。特に発言がないようですので、はいはい、どうぞ。
委員	これは、誰が誰に相続したという名前は皆、出ているんですか。この謄本まで見ないとあかんの。ちょっとこれ、表の申請書に必要と違うかな。
議長	ちょっと、では事務局、どんな。
事務局	これまで、この形式でさせていただいておりましたけれども。
委員	委員にはわからん人もいる、これ。
事務局	ちょっと、この形に関しましては、ちょっとまた検討させていただきます。
委員	入れるのに支障がなければ、次回から入れてもらうように。
事務局	はい。ほかの市町村等も調査研究いたしまして、また検討させていただきます。
議長	イメージとして言ったら、権利を取得した人は書いてあるから、相続人を。今、これは謄本を。
委員	今までこの農家台帳に誰の名前で出ていたのかと。まずそれが基本と違うかなと思うけど。
事務局	一応謄本に入っているので。

委 員	一遍検討してください。
事務局	はい。ありがとうございます。ご意見、検討させていただきます。
議 長	<p>ほか、よろしいですか。</p> <p>特に発言がないようでございますので質疑を終結しまして、報告案件でございますので、報告を受けたものといたします。</p> <p>それでは次の案件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、次も事務局から説明をさせていただきます。「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」を資料に沿って説明させていただきます。</p> <p>27ページをお開きください。</p> <p>今回の届出は、先ほどと同じ相続により所有権を移転されたものでございます。届出のあった農地は大字桜井の1筆で、登記地目は畠、現況地目は畠、あと桜井五丁目の3筆で登記地目は田、現況地目は田となっております。</p> <p>内容につきましては、全部事項証明書にて確認しております。</p> <p>28ページが届出書、29ページが委任状、30ページから36ページが全部事項証明書、37ページから38ページが位置図、39ページが受理通知書となっております。</p> <p>以上、簡単ではございますが、事務局からの説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	はい。今、事務局から説明がございましたけども、届出のあった地区は高山委員の担当地区となっておりますので、高山委員から補足説明がありましたらお願ひいたします。
委 員	<p>先ほど高浜のほうでもおっしゃいましたように、相続による移転になつていますので、特に問題はないと思います。</p> <p>あと、その [REDACTED] さんも兄弟ですので、統いて一緒に。分割されていますので、兄弟。さっきの西田委員のように、親は [REDACTED] さんです。</p>
議 長	よろしいですか。以上ですか。
委 員	はい、以上です。
議 長	はい。以上の説明でございますけども、相続でございます。何かこれに

	<p>についてご質問はございませんでしょうか。</p> <p>相続が [REDACTED] m²、1反足らず。</p> <p>報告③にありますが、当初②でちょっと、質問はございませんか。</p> <p>はい。特にないようでございますので、質疑を終結し報告を受けたものとします。</p> <p>それでは次の案件、③をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」を資料に沿って説明させていただきます。</p> <p>40ページをお開きください。今回の届出に関しましても、相続によりまして所有権が移転されたものでございます。届出のあった農地は桜井五丁目の4筆で登記地目は畠、現況地目は畠、桜井五丁目の1筆で登記地目は原野、現況地目は田となっております。</p> <p>内容につきましては、全部事項証明書にて確認しております。</p> <p>41ページが届出書、42ページから46ページが全部事項証明書、47ページが委任状、48ページが位置図、49ページが受理通知書でございます。</p> <p>以上、簡単ではございますが、事務局からの説明を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>報告の3番でございますけれども、先ほどから若干、お話は出ていますけど、高山さん、特にもう説明はございませんね。</p> <p>これ、場所はあれですか、[REDACTED]の近く、今回の開発とは関係がないですか。</p>
委員	一応開発にはみんな、係る予定です。
議長	今度の開発に係る、ここは市街化区域となるところで。
委員	そうですね。はい。
議長	ということでございます。ですから農業を続けられるのは。
委員	一応、はっきりしたら今年いっぱいの予定です。
議長	この[REDACTED]さん、山のほう、竹やぶ。
委員	竹やぶです。

議長	これが。
委員	畠、竹やぶ。
議長	<p>以上でございますけれど、何か皆さん方からご質問ございましたら、西側開発の対象農地ということでございます。</p> <p>よろしいですか。質疑はございませんか。</p> <p>それでは、特に発言がないようでございますので、質疑を終結して報告を受けたものといたします。</p> <p>それでは次の案件、これも報告事項でございますけれど、事務局、お願いいたします。</p>
事務局	<p>報告案件の4番目「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」を資料に沿って説明させていただきます。</p> <p>50ページをお開きください。</p> <p>今回の届出は、相続により所有権が移転されたものでございます。届出のあった農地は大字東大寺の2筆で登記地目は畠、現況地目は畠となっております。</p> <p>内容につきましては、全部事項証明書にて確認しております。</p> <p>51ページが届出書、52ページから53ページが全部事項証明書、54ページから55ページが位置図、56ページが受理通知書でございます。</p> <p>以上、簡単ではございますが、事務局からの説明を終わらせていただきます。</p>
議長	先ほどと同じような案件でございますけども、届出のあった地区は井上委員の担当地区となっています。委員から、補足説明があつたらお願いします。
委員	<p>■■■の死亡によりまして■■さんが相続された案件ですけども、一応現地は東大寺ということで、確認に行ったんですけども、現地確認できずに、帰ってまいりました。</p> <p>それで、この方はお住まいが■■■なので、状況がよくわかりません。相続された方は■■■に現在お住まいで、帰ってこられるかどうかかも、ようちょっと確認はできていませんので問題があるかもわかりませんが、一応相続ということで、問題は発生しないのではないかと思いますが。</p> <p>以上です。</p>

議長	これは、54ページの地図を見ると、東大寺のこれ[]、[]の前方やな。[]の上か。竹やぶでしたか。
委員	竹やぶ。
議長	竹林やったか。
委員	いや。 近くまで行ったけど全然もう、こう足場はなくて。
議長	場所がわからん。
委員	ひょっとしたら、山崎のほうから上の道があるかもわかりませんけど、その辺はちょっと不明ですね。
議長	畠やつて。
委員	その周辺の道がね、現存していませんから。
議長	だから竹林であって、地目は畠になってあるけども、もう何も手入れをしておられないから、道もないしという、たくさんそんなのがあるわな。 後継者がいなかつたら。 今後そういうものをどうするかという問題が起こりますわね。もう原野に戻すとかね。
委員	これも調整区域でしょう。
議長	調整区域ですね。 はい、皆さんからどうでしょうか、相続でございますので。
委員	ちょっと補足しますと、相続される[]さんですか、[]いうかな、現在、[]に住んでおられるけども、多分近い将来、家もこっちに帰ってくると思います。はい。 それからどうされるかはわかりません。
議長	相続ということですので、やむを得ないと思いますが、これについて皆さん方から、何かご意見はございませんか。

	<p>ございませんか。特に発言がないようでございますので、この件につきましても報告を受けたものといたします。</p> <p>それでは次の案件、報告の5番目をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。報告案件の5番目「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」を資料に沿って説明させていただきます。</p> <p>では、57ページをお開きください。</p> <p>今回の届出は、相続により所有権が移転されたものでございます。届出の農地は桜井二丁目の3筆で登記地目は田、現況地目は田、大字桜井の2筆で登記地目は畠、現況地目は畠となっております。</p> <p>内容につきましては、遺産分割協議書にて確認しております。</p> <p>58ページが届出書、59ページが委任状、60ページから62ページが位置図、63ページから69ページが遺産分割協議書でございます。</p> <p>以上、簡単ではございますが、事務局からの説明を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>ただいま説明がございましたけども、この件につきましても相続に伴うもので、[REDACTED]さんですね。田んぼと、畠と書いてあるのは、この図面を見ていただくと竹林でございますので、この方は[REDACTED]ですね、お住まいが。だから実際に農業をされるのは、これ、桜井の方にまだおられるんですかね。</p> <p>事務局、何か聞いておられますか。</p>
事務局	高山様が。
委員	<p>この土地も、私ら桜井はちょっと、よくはわからないんですけども、田んぼは今回の開発に係る田んぼで、[REDACTED]氏の長男だと思います。[REDACTED]に住んでいる。それで、下の畠は[REDACTED]ですか、[REDACTED]、あれは[REDACTED]。</p> <p>あの[REDACTED]の左側の道を真っ直ぐ上がっていったところの[REDACTED]、越したところの、現在は竹やぶ。今の、さつきと同じで、竹やぶになっているらしいです。ところが地目が畠。現在は竹やぶらしいです。</p>
議長	<p>はい、以上説明されましたけれど、これは遺産分割協議書がついていますね、この4人の方が相続されて、[REDACTED]さんが[REDACTED]を相続されると。ただ田んぼについては、これが今回の西側開発の対象地域ということで、今年限りでなくなるし、農地が休耕になるのではと、そういう心配はないし。奥さん、[REDACTED]さんがとられるかもわからんし。あと、その他に</p>

	<p>については個人的なことでわかりませんけど、分割協議書でなされると。こういう案件でございます。</p> <p>何か、その件について、はい。</p>
委 員	<p>この添付資料で遺産分割協議書、そのまま、財産全部がここに載っているんですか。</p> <p>ここまで必要かどうかということ。例えば農地の相続する分だけをここへ出して農業委員会に。その辺をまた一遍、次回から。</p>
事務局	<p>はい。ちょっとその辺に関しまして、また次回から検討させていただきますので、ご意見をありがとうございました。</p>
委 員	<p>この辺、上でも張ってあるけど。</p>
委 員	<p>いや、それも。</p>
議 長	<p>ここに一応書いていますけど、これはやっぱり、山林とかは関係ないけど、ただ分割協議書は要るので。</p>
委 員	<p>事務局としてはいいかしらんけどな、■さんがそこまで、事務局だけで見るかですね。</p>
議 長	<p>だからこの取り扱い中の全部、案件ですけど、農業委員会は注意をしていただきたいと思います。これは農作物を。対象としますから。</p> <p>それだけはよろしくお願いします。金銭のことは書かれていなくて。</p> <p>要はそれだけ、農業委員会ではチェックをして不正がないかを見ていくということですわ。これが通らんとまた相続、法務局が受け付けないからね。</p> <p>よろしいですか。この件、報告5について。</p> <p>それでは、特に発言がないようでございますので、この報告案件5につきましても終結いたします。</p> <p>それでは、次の案件について事務局、説明願います。</p>
事務局	<p>次にその他の案件、農家意向アンケート調査について説明させていただきます。</p> <p>こちらは6月の農業委員会におきましても協議をさせていただきましたが、現在、平成27年の都市農業振興基本法の施行によりまして、都市農地の税制面の見直し等が行われております。一方、農業後継者不足や農業</p>

従事者の高齢化など、農業経営を取り巻く課題は多くあるかと思います。

島本町農業委員会といたしましては、農家の方から所有農地のご意向等をお伺いして、今後の農業及び農地利用の参考にさせていただきたいと考え、当アンケート調査を実施するものでございます。皆様方にはお手数をおかけしますが、ご協力をよろしくお願ひいたします。

次ページにございますのが、1枚めくっていただきまして、次ページでございますが、アンケート調査（案）でございます。

表と裏面がございまして、アンケート調査（案）でございます。こちらにつきましては、失礼しました。アンケートの調査手法についてございますが、6月の農業委員会におきまして協議した結果及び他市町村を調査・研究した結果を踏まえた手法によって実施いたします

まず前提としまして、皆様の担当地区にある農家に対しまして、戸別訪問をしていただきたいと考えております。なぜ郵送ではなく、戸別訪問であるかといいますと、ただ郵送にて依頼するのと比べまして、戸別訪問をすることにより回収率が大幅にふえることと、こちらも対象者の顔を見ながら話すことができまして、地域の農地を生かすためにはどうしたらよいのか、地域における話し合いの一助になると考えたためでございます。また、大阪府農業会議からも戸別訪問の手法を勧められておりまして、今回の参考とさせていただきました。

では今から戸別訪問によりますアンケートのやり方、時期について、説明をさせていただきます。

現在、町内に在住しておられます農地所有者は農地台帳によりますと230人ほどいらっしゃいますので、こちらを事務局におきまして、地区ごとに10人から20人程度に振り分けをさせていただきます。後日、その名簿と戸別訪問のご協力を促す啓発チラシ及び返信用封筒を皆様にお渡しいたします。

次に2点目として、時期についてですけれども、11月から12月にかけまして、皆様が農地所有者宅へ戸別訪問をしていただきまして、アンケートについて説明していただきます。記入後は、お渡しする返信用封筒に入れまして農業委員会事務局にぎわい創造課まで送付していただくよう、ご案内をよろしくお願ひいたします。

3点目、アンケートにつきましては、随時事務局において集約していくますが、1月に入つても未提出の地区がございましたら、皆様には個別にご相談させていただきます。

次に4点目ですが、2月から3月中旬にかけて、そのアンケートの最終集約を行いまして、農業委員会にてご報告させていただきたいと考えております。

なお、何回、戸別訪問をしても不在で説明ができない場合はポストに投

	<p>函していただいても構いませんが、先ほど申し上げました趣旨をご理解いただき、でき得る限り対面で説明していただきますようにお願い申し上げます。</p> <p>なお、6月の農業委員会で協議した際は、事前に、啓発チラシを訪問前に配布することとなっていましたが、今回できるだけ多くの方にお知らせすることが望ましいと考えまして、また費用面を鑑み、それにつきましては取りやめまして、11月号の広報誌におきましてその点を啓発することといたしまして皆様に、訪問時にアンケートとあわせて皆様に啓発チラシを配布していただくように変更となりましたので、よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>以上が、事務局が考えておりますアンケート調査の流れとなります。</p>
議長	はい。アンケートでございますが、アンケートの中身、ちょっと文面の中身。
事務局	<p>そうですね。</p> <p>済みません。農家意向アンケート調査（案）ですけれども、こちらですけれども表面と裏面に設問がございまして、最初に農家の方のお名前、ご住所、ご連絡先を書いていただきまして、農地の所在地・規模・地目を書いていただきます。次に農業経営者が、後継者がおられるか。あと、今後農業経営についてどうしていきたいかと、規模拡大をしたい場合はどうしていきたいかを回答していただいて、次の裏面で規模縮小や離農を選んだ場合、その理由などを簡単に回答していただく形となっております。それではまた、その遊休農地とかについてのご質問、あとファミリー農園についてのご質問についても、こちらを聞かせていただくアンケートとなっております。</p> <p>以上が、アンケート内容についてのご説明となります。</p>
議長	<p>はい。農家意向アンケート調査の説明がありましたけれども。今、農業会議等々でよく言われますけれども、いわゆる後継者がいないといった問題が農業の深刻な問題ですね。全国的に、何も島本町だけではございませんので、それをどうするかということで、座談会を地区ごとにして、そういう話をしながら、あるいは農地を集積していくか、あるいはどこかで農地を売買するのか。あるいは、できるところは売買で集約していくとかいったことを話し合って、農地を今後どうしていくかと、話し合いをするということで、いろいろとなさっているといった実態でございます。</p> <p>島本町もそういうところがございますけども、まずアンケートをして農家の皆さんのがその点を、私が申しましたような点についてどう考えておら</p>

	<p>れるか。なかなか相談もしにくいし、昔からの財産だということで守ってこられた、ということがあるって、それであと、どうにもできないと。田んぼに草がいっぱい生えているとか、そういう遊休農地や休耕田があつたりしますので、そういうことを相談する人がおられないということで困っておられる方が多々おられると、こういうことも考えられますので、安心してね、相談できる。顔も知っていますし地区、地区におられますので、農業委員さんがその辺を、いろいろ親切に聞いてあげて、それを全体的に島本町としてどうするかと。考えていかなあかんと。それには最初にそういうアンケートをして、どんな考え方をおられるかを知らなければなりません。かなり個人情報的なことが多々あると思いますので、これを説明して、書いたものは事務局へ郵送してもらうと。それで、真実を書いてもらうことが大事なように思います。</p> <p>先ほども事務局が言いましたように、島本町では230人ぐらいが農地台帳に載っておられる対象者、多いですけども、できるだけ多くの人から集めたい、書いていただきたい、やっていきたいと思ってますけどもその辺について、アンケートの内容等も含めまして、皆さん方からご意見がございましたらお聞きしたいと思います。</p> <p>はい、田中委員。</p>
委 員	<p>その具体的に農業委員が各家庭を訪問して、このアンケートの用紙をお配りして説明して、要はその場でちょっと書けないですよね。また後で、別の日に回収に行くと、それからもう、郵送だけでいいんですか。</p>
事務局	<p>事務局からお答えさせていただきます。</p> <p>お配りしていただくのは、個々の農業委員さんから独自に行っていただくことにさせていただきたいんですけども、回収については、これは個人情報を多分に含んだアンケートになりますことから、農業委員会事務局に直接郵送していただくということで、お配りしていただくときに返信用封筒も一緒にお届けいただきたいと、その返信用封筒で直接事務局へ郵送されて、事務局が集約したいと考えています。</p> <p>集約した結果については、後日の農業委員会にてご報告させていただきたいと思っているところです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	はい。
委 員	<p>このアンケート調査の案ですと、その辺のどういうんですか、具体的に農業委員の人でも言いたくないという人もいるかもわからんのにね、それ</p>

	<p>で封筒に入れて、郵送でお願いしますという記載が、その辺の文章はないんですね。この中に。</p> <p>その辺を入れてもらったら、記載する人も安心してできるのではないか。</p>
事務局	<p>これをお配りいただくときには別途、そういったお願いの通知文もあわせてこちらで作成させていただこうと思いますので、今回は個人情報を含むアンケートになるんですけども、どうぞよろしくお願いいいたしますといった、きっちりとした別途のお願い、通知文についても作成を検討したいなと考えてますのでそれも一緒に、配布をお願いしたいと考えております。</p> <p>それで、各個人で、どうしてもここは言いたくないとかいうことありましたら、もうちょっと空白にしていただくとか、できる限りの記載をしていただければ、もうそこで全部書いて、絶対に書いていただかねばならないというようなことになりますと、どうしても回収率が悪くなってしまったりすることもありますので、できる限り書いていただくというようなスタンスで結構かと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	よろしいですか。
委員	はい。
議長	<p>ですから農業委員さんが行かれて、構えられる人もおられるし、逆に気を緩めてばあつとこう、一緒に記入しますわという人もおられると思いますし、それはケースバイケースでやっていきたいと思います。</p> <p>ただこのやり方、いろいろばらばらになってはいかん、マニュアルね、事務局につくってもらいますわ。まずここからいくということでね。</p> <p>4段階、5段階ぐらいに作業を分解して、それで、こういうふうにやっていくと、そうしたらよろしいでしょう。</p> <p>統一感が大事ですわ。ですからマニュアル、やり方のマニュアルをつくってもらいますわ。作業をわかりやすくする。</p>
事務局	そうですね。簡単なマニュアルを作成させていただきまして、皆様が円滑に活動を行えるように、こちらも努力させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいいたします。
議長	はい、どうぞ。

委 員	その場で、簡単な質問とか、ちょっと聞きたいけどどういたらいいかというような問い合わせがあった場合も、基本的にはその場でいいかげんな答えは出さないというスタンスでよろしいですかね。
事務局	<p>そうですね。問い合わせに対して、もしわからぬことがあつたら、それは事務局に聞いてくれということで、事務局の連絡先とともに通知文に入れておきますので、わからぬことがあつたら事務局までお問い合わせくださいとご案内いただけたらいいと思います。</p> <p>以上です。</p>
議 長	はい、井上委員。
委 員	<p>今と同じような質問ですけど、3番とか4番とかね、貸付先を見つけたい、丸で希望しますとかね、指導者、農業経営・指導を行う市民農園で活用したいとか、みずからは酪農経営を行わず、利用者に土地を貸し市民農園に活用したい、こういうことに丸という、これを望むという返答をされた方は、非常に期待感を持たれると思ひますね。実際にはこんなの、絵に描いた餅で、対応できるわけがないからね。ああそうですか。誰かを見つけてほしいんですか、ほな見つけますわというわけにはいかんでしょう、これ、実際。</p> <p>やめたいとか、後継者がいないとか、こういうような単純なアンケートだったら答えられるけど、これに答えさせて、あれはどうなっているのかなとか、やっぱりあきませんでは、子供の使いではないからね。</p> <p>現実は、それはいいとか、借り先があれば、大喜びですわ。後継者がいないんだからね、リスクを伴わない、いわゆる安心できる、契約できる、後継者が見つかればね、実際にはそんなこと、不可能ですよ。</p>
事務局	<p>委員のおっしゃるとおり、直ちに、ここで掲げさせてもらっている項目がすぐに町としてもその紹介をさせていただくメニューとしてね、ただちに用意できるとは、私どももちろん思っておりません。</p> <p>ただ、そういうお声を聞かせていただくことによって、島本町の農業施策としてどういう制度をつくっていく、優先順位をつけていくところで、やっぱり、お声がやっぱり強いところに特化して制度・サービスを充てていきたいとももちろん思っていますので、まずは生のお声を聞かせていただいて、それを町の農業施策にどう生かしていくかをまた、町としてもそうですし、農業委員の皆さんと一緒に考えていくたいと思ってますので、今までこういうお声を細かく拾わせていただいたことがありませんでしたので、まずは実態を把握させていただきたく、アンケートをさせていただ</p>

	くというところで、場合によっては、こんなの、聞いてすぐできるのかいと、まさに直接、農家の方から農業委員さんに言われるかもわかりませんけども、それについては改めて、じゃあ行政から説明に来させるとか、そこまで言っていただいても結構ですので、ご協力のほどよろしくお願ひします。
委 員	行政としての施策は、当然それでそのとおりですけども、何か今の部長の説明でもきれいごとですね。
事務局	ただね、ファミリー農園のこと、ここ下に書いていますでしょう。実際ファミリー農園については、ファミリー農園を実際、今、町のあっせんでやっておられる方に対して、また別個ね、より細かいファミリー農園向けのアンケートも今、準備していますので、ですから、きれいごとと言われるかもわからないんですけど。
委 員	できるやつと、全くの架空の、いわゆる、要するに企業、どこかから探してくるとかね、そういうことを、期待感を持たせるようなことを含んでいるでしょう。 ほんまに現場でできるような、いわゆる農業をしている人に、いわゆる協力できるようなことであればよいですけど、何か知らんけんど、いい格好をしてね。
事務局	実際ね、市街化区域内の農地で一定規模があって、生産緑地指定をしていたら企業として参入したい、参入することも検討したいというような企業との話も実はさせてもらったりもしますので、そういうところにご紹介させていただくとかね。場合によっては島本町として、まだすぐでは無理かと思いますけど、ホームページに、こういう条件でこういう農地を貸したい方がおられますと、全国規模で募るとか、そういうことは、先では、やっぱりそこまできっちりやっていきたいとは思っています。
委 員	前にね、何かあったでしょう、一人。
事務局	ああ、はい。
委 員	やりたかった、離宮の水で、水を使っている野菜を売りたいと。離宮の水を使って育てた野菜をね。いい根性でしょう、それはね。宣伝でしょう、宣伝効果大です、実際問題、ほな離宮の水がどっちへ行くのとなつたときにものすごくコストがかかるわけでしょう。その人、諦めになったん

	<p>でしょう。■かどこかで百姓をしているらしいけどもね、野菜を。何と言うかな、借りる人はものすごいやっぱり自分のリスクを考えなくして、よかつたら継続する、だめならすぐ去るというような人がほとんどだと俺、思います。ましてや島本町の景色、風光明媚なところでつくった野菜ですよ、離宮の水を使ってますよ、そんなことで、いわゆる商売に、それはどうだろうな、消費者に対してアピールするようなことしか考えんと俺は思うけど。ほんまに借りたい人、それだけ補償をするんだから。それで、実質はまた決まった人に貸し借りのお金を、何ぼで貸すとか、何ぼ補償するかとか、何年契約をするのかとか、ものすごく大変な話でしょう、実際問題。家庭菜園でどうのこうのうという話だったら違うと思うけどね。今言っているのは3番、4番の話を、これが広がって万が一出できたら、あなた、やりたいとおっしゃっていましたけどもこういう方がいますよ、ぜひ会ってくださいと、紹介してね、それで俺、いいんかなと思うけどね。</p> <p>そんなことを町がして、町が百姓のことを思っていることは重々わかるけど、このままではあかんという。何とかしたいと、せなあかん。でも現実はやっぱり、ものすごいその、どういうか、ブレーキのかかることが多過ぎるわね。</p>
事務局	<p>要件とか条件面では、その広さであったり、その島本町で借りた農地だけで家計を背負って、生計を立てて生活できるかといえば、疑問なところが残るのは事実だと思うんですけども、やはりこのまま何もせずであればますます減っていくであろうし、本当は残したいけど、やむ得ず離農せざるを得ないという方もおられるかもわかりませんので、やはりそういう、まずお声を聞かせていただくだけでも大きいですし、じゃあ行政はこれを聞いて終わりかいと言われるかもわかりませんけども、やっぱりそういう声とか実態とかをつかむ中で、いろいろな制度を考えていく必要があると思うんですよ。</p> <p>国は国で、いろいろなメニューを都市農業振興のために用意されていますけど、果たしてそれだけを、こういう制度がありますよとだけ掲げてもなかなか、そういう制度と農業を営まれている方のマッチングって、勝手にはやっぱりできんと思うんですよ。</p> <p>やっぱりほんまに生の声を、本当に井上さんから、本当に今の実情を聞かせていただけたのはありがたいなと逆に思いますし、そういう本当に生の声をいろいろ、こういう場でみんなで議論できればなと思いますので、はい。結果はなかなか見えてこないかもわかりませんけども。</p>
委員	この仕事、業務自体はね、さして難しい話ではないからね、行って書い

	てちょうどいい、送っておいてで済む話ですら、何ら問題ないですよ。
議 長	<p>島本町の農地を守っていこうと、いうことをしようと思ったら、やはり農業を続けていく人をつくらんことには守っていけませんよね。</p> <p>そういうことからあるんですけども、これは全国的に、我々が農業会議で話を聞くと地方でもね、こういうことになっているんですよ。地方では農業をする人がね、5人とか10人とかまとまって、できるだけ地域の農地を何十ヘクタールと集約して、それで生産性を上げて、収益も上げて守っていくという方法ですよ。</p> <p>もう都市農業の場合はみな、土地がそんなに。まとめようと思ってもまとめるだけの土地もないし、土地の単価も高いし、貸す人もなかなか嫌がるし、非常に難しいところがあるんですけどね、中には農協が仲介人として入って、その辺に全て入って、今もやっていますでしょう、農地集積。それで、農協が中に入って農地を集める。そして何も今、農業を全然していない、たまたまサラリーマンをしていて、脱サラして農業をやりたいという人がおられたら、そういう人たちに農地を貸し与えると、そういうやり方をなさっていると。それで、都市農業は生産性がなかつたらできませんわね。ハウスを使って付加価値の高いものをつくっておられる。そういうやり方が、大阪府下では非常に芽生えています。</p> <p>ただ島本町の場合は全然、高槻市はちょっと出てきますけど、まだ全然ないのでね、これからですね。また非常に面積も小さいし、竹やぶはちょっとそういうわけにいかんからね、田でなかつたら、これはなかなか、素人さんにはできないので田を、これだけそろえればできるかなということで、とりあえず事務局が集約していれば、そういう情報が入ったときにそれで紹介できたり、あるいは今やっている方が、もう少しやってもいいよと、今、島本町の中にも農地を集積してやっておられる方がおられますわ、何人か。だからそういうことをやっていくと、そのワンステップ目ですね、ということで考えていただいて、ただこれを見たら先ほど井上委員が言ったみたいに、農地を持っている人が、これですね、買ってもらえるとか、今からすぐ誰かに使ってもらえるんだという期待を持ってもらつたらかなわんけど、島本町全体でね、これをどうしたらいいかということで、今農業をしていない人でも市民農園として使ってもらうとか、あるいはファミリー農園としてそれを使ってもらうとか、いったところを、みんなで協力して農地を守ると。そういう施策をやっていくことは考えたほうがいいだろうと思っていますので、そういうことも含めて一度、事務局が言っていますこのアンケートですね。ご理解を賜ってお願いしていただきたなと思います。</p> <p>何かそうやっていて、変なことがあつたら、あつたらすぐ言ってもらえ</p>

	たらしいし、実行組合の集会等々であつたらまたそういう話をさせていただいて、理解を求めているということ、いただいてもいいかと思います。 はい、それ以外に何にかございませんか。
委 員	このアンケートの対象ですよね。家単位ですか、個人単位ですか。個人とは所有者個人でやるのか。家族だったら家族まとめてのあれなのか。
事務局	農地台帳に載っている形になりますので。
委 員	農地台帳に載っていたら、個人。
事務局	そうですね、まず個人のものでということになりますけども、はい。
委 員	ならこれを毎回、3人も4人も、それぞれ。
委 員	しやあない。
委 員	県外の人がいたらかなわん。そこはどうしますの。
事務局	県外の方に関しましては、お住まいの方に関しましては、事務局で、また別に郵送でお送りしようかと考えておりますので、皆様には、町内にある農地をお持ちの方で、町内に在住の方、農家の方々に対して回っていただく形でお願いいたします。
委 員	町内でもね、そこら辺の、おられたところの人が耕作をやっていて、で所有権は別の人気が持つておられることになっていたらかなわん。
議 長	所有者と実際にやっている方が違う。
事務局	その辺につきましても事務局で、その辺、考慮しまして名簿を作成して皆様にお渡しいたしますので、よろしくお願ひいたします。
委 員	以前にもやっていたでしょう。
事務局	何か困ったことがありましたら、また事務局までご相談いただきましたら対処させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

議長	はい、ほか、ご質問はございませんか。 はい、どうぞ
委員	先ほどの井上さんのお話の中にもあったんですけれども、3番の①ですね。文章的なものですけど、貸付先を見つけてみたいということがあるんですけども、実際、これの表書きとしては、遊休農地を実際に持っている人に聞いているんですよね。それに貸付先を見つけてみたい、あるけど、あなた、見つけたいんですかということですけどね、だから貸付先を探してほしいとか、あっせんをお願いしてほしい。①番は、そういう言葉のほうがいいのではないかと思うんですけどね。と私は思うんです。
議長	ううん。なるほど。
事務局	先ほど井上委員からのご質問にもあったように、まずはご意向をというところで、見つけてほしいというのは、これはまさにその農業委員会として実施させていただくアンケートになりますので、農業委員会に対して見つけてほしいと言つていただくような形になつてしまふと思うんですね。実際、遊休農地は、私どもも当然解消に向けて何らか、いろいろなことをしていきたいともちろん思つているんですけども、なかなかその、見つけてほしい、欲しい、欲しいというところまで言われてしまうと、なかなか済みません、見つかりませんでしたというような形になる可能性もありますので、まずはご意向として、遊休農地の解消に向けて、やっぱり農地に戻したいというご意向があるのかどうかで、まずは聞かせていただけたらなという思いで、こういう言い回しになっておるんです。
議長	ちょっと今の件で、事務局、3番ね、遊休農地の方、非常に少ないと思うのでね。3番、問題の土地、問い合わせをこうしたらどうですか。現在、あなたの所有農地に、いわゆる遊休農地、括弧があるでしょう、農地がありますかです。あるかないかに分けてね、それで、あるという人は、下へおりてもらうと、下の4つかな。そういうふうにしたらどうだろう。遊休農地の人は非常に少ないのでしょう、島本町の場合。ほとんどがないでしょう。
委員	ないに等しい。
議長	だから、この問い合わせもつたいないからな。あるかないか、本人にまず言ってもらつたらいい。
委員	4を、ここで答える。

委 員	そうですね。
事務局	<p>問い合わせのつくり方の問題ですけれども、問い合わせの④、遊休農地はないという選択肢はありますので、そうですね、会長がおっしゃったとおり、まずあるかどうかを聞いて、その次にある方については、どうしたいのかというような問い合わせの形で、③をちょっと分けさせていただくような形でつくりさせていただきます。</p>
議 長	<p>はい。ほか、ございませんでしょうか。</p> <p>それでは異議がないものと認めまして、採決してよろしいですか。</p> <p>農家意向アンケート調査について、事務局の案どおりですね、一部ちょっと訂正しますけども、承認される方、挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。全員挙手ということで、この案件は承認いたします。どうもありがとうございました。</p> <p>それでは次の案件、事務局、説明願います。</p>
事務局	<p>はい。次ページをご覧ください。その他、案件2、生産緑地地区の面積要件の引き下げについてございます。</p> <p>ご覧の表にございますとおり、島本町では、これまで以上に都市農地の保全を進めるため、現行の500m²から300m²に引き下げる検討しております。また大阪府農業会議からも、面積要件の引き下げにより生産緑地指定の機運を高めてほしい旨の依頼がございました。なお引き下げに当たりまして、農家各位のご意見をお聞きしたいと考えまして、農業委員会の案件として上げさせていただいた次第でございます。つきましては一度お持ち帰りいただき、農家各位のご意見を集約していただきますようにお願い申し上げます。また別途、農業委員会にてご意見をお伺いしたいと存じますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>次ページには、国土交通省より提供がございました生産緑地地区の面積要件の引き下げに係る資料を添付させていただいております。</p> <p>なお、三島地区におきましては、吹田市以外の市が500m²から300m²に引き下げる条例を制定していることを申し添えておきます。</p> <p>以上が、その他、案件2、生産緑地地区の面積要件の引き下げとなっております。</p>
議 長	今の生産緑地、この前は500m ² ということで、島本町で約1.8ヘクタールですか、十数名の方が交付されて、決定いたしましたけども、それ

	<p>が 500 m²以上なかつたらできないと。こういうことでございますけれども、今回は国の基準が緩和されまして、300 m²以上でいいということで、300 m²で生産緑地ができるということでございますので、今まででは400 m²しかなかつたと、だからできなかつたと、今回はできるという方もおられるかもわかりませんので、そういうことで島本町も300 m²ということで今、考えでおるわけでございますけれども、それについての内容をここに、国土交通省の内容でございますけども、見ていただいたらわかりますけども、こういう内容で高槻市とか、枚方市だったかな、今さっき言わされました吹田市以外はそういう状態にすると、今年の春だったかな。させています。</p> <p>そういうことによって市街地農地で、農地として農業ができると、いわゆる何か地震とかのときに防災の土地として、用地として使えるといったことも、多目的に土地が利用できることからされていると。農地利用者も税金等々の、減税等々がありますので、それはそれなりのメリットがあるということで、持ちつ持たれつがここでできているということでございますけれど、何かこの件について、ご質問はございませんでしょうか。</p>
委 員	ちょっと済みません。生産緑地の申請、この件ですけどね、この場所の農地について生産緑地に指定できるかできないかを判断してもらえる基準ね、教えてもらえるのはどこです。
議 長	え、どういうこと。
委 員	例えばね、今、この前申請したのがね、農地として1反半ほどあるわけですね。そのうちの一部は生産緑地にしないと。それで残った部分、3分の2ぐらいはやりたいということで申請したら、あかんと。全員の、1筆だったところは全員の判断がなかったらあかんというようなことで返ってきたんですよ。ところが分筆したらできて、3分の1、3分の2にやってね。それで、3分の2のやりたい部分はね、500 m ² 以上あると、それはやってもいいよと。ところが1筆でなっているからね、やらない人の判断もなかったらあかんよと。それが、いいのか、悪いのかね、きちんと聞いてもらって判断できるところは、どこへ聞けばいいのかなと。
事務局	細かい話につきましては、都市計画課。
委 員	都市計画に聞いたらいいの。
事務局	はい。それで大丈夫ですので、結構、個人さんの細かい話まで入ってく

	ので、余りここで話したらあれなので、うちの部の都市計画課で、できたら事前にいついつと、約束してもらって来てもらったほうがありがたいと思います。はい。
議長	よろしいですか。
委員	はい。
議長	参考まで言うと生産緑地、そんなことは起こらないんですけど、例えば、今、市街化の農地で、全部生産緑地にするといって提出したとするでしょう。それはできるかできないか、わからないんですよ。例えば例外で、そんなことはないですよ。農地を全部出したら、これはやっぱり生産緑地という目的がありません。その目的に合ったところをやっていくという部分でね。そんなことは絶対にないけどね。よその地域によってはかなり研究されて、生産緑地の土地が余りその地域で多くなるというところは、ここはここだと言うてやっておられるところもありますのでね。それ参考までに。島本町の場合はそんな、ないですけど。
委員	しかし、それも今はやってもいいんじゃない。2020年、30年したときに、また制度がね、10年とか、またもう1回、審査し直すとかいうことになっているから、多分できると思うけどね。
議長	そうですね、例えば全部をそうしたらね、一切、例えばその農地を潰して、例えば効率性の高いものがあってもね、なかなか土地利用ができないと。
委員	だから、22年のね、22年の時点で、もう1回審査すれば。
議長	そういうこともある、ということありますから。明日からすぐになるということではない。 よろしいですか、はい。
	それでは、以上で本日の議案は終了いたしましたので。
委員	2を採決するのと違うの。
事務局	それは、まだです。まだです。
委員	意見書じゃないの、どこかへ意見を出すのと違うの。

事務局	いや、またそれは次回以降で。
委 員	ここで、また決める機会がありますね。
事務局	あります。はい。
事務局	これは一旦お持ち帰りいただきて、農家の皆様に、済みません、ご検討していただくことになりますので、はい。さようございます。
議 長	<p>今まで、ですから実行組合の集まりがあったら、こういうことを考えているけどどうかと。300m²になったらな、うち、またやりたいわという人がおられるか。そういうことがどれぐらいあるか、また聞いておいてくださったら。それをまた言うていただいたら結構でございます。</p> <p>はい、次、はい。</p>
委 員	<p>さっきもちょっと話に出たんですけど、以前出した生産緑地の申請書、それに対する個人宛ての回答がないんですね。</p> <p>何か、法的に要らん、いうてるらしい、事務局がね。会長と事務局長とが一遍行って話してもらえんかね。</p> <p>地元は要るようと思うわ。</p>
事務局	都市計画の手続上、申請していただいた内容について個別に、ここが生産緑地になりましたよということで、回答したりという、手続上のあれはないので、島本町の場合は、申請いただいたけれども生産緑地の指定に至らなかつたところについてはご連絡させていただいていたんですけど、その他の生産緑地指定については、都市計画の手續の中で周知とか告知とかをさせていただくにとどまっていますから、農業委員会としてここが生産緑地になりましたというような、例えば図面でありますとかを、情報共有をしたいとかいうことであれば、次回以降、情報提供はさせていただけるかなと思いますけども。
委 員	今、あかんという前提で今、物を言っているのかな。頼みに行ってくれと言っている。都市計画課で。農業委員会として個人にね、通知をしてやれと。そういうことを言えないのかと。
事務局	農業委員会として、そういう要望があれば、うちで検討はさせていただけると思います。

委 員	そういうこと。
事務局	はい。
委 員	看板が上がっている。
委 員	そういうの上げないとかいうことになっていた。
委 員	高槻はやっているな。
委 員	そら、今までやっているとか、そういうのがある。
委 員	通常はある、看板。
事務局	大山崎町とか高槻とかで看板、ここは生産緑地ですよという看板を上げておられる自治体もあるんですけども、それも絶対そうしなければならないじゃなくて、ホームページとか。
委 員	あれは、今までやらないといかんようになっていた。だから、いつからか知らんけど、やらなくてもよくなつて。
事務局	必ず看板をしなさいということではないので、うちでそういうことは、今回はさせていただいてはいるという感じです。
委 員	何か、町でな、都市計画で決定したようなことも書いてあったです。ちょっとそう思うけど。あくまでもそれはね、申請人に対して何か、周知してやらんとあかんの違うかな。
議 長	はい。それで、要望してもらいます。
事務局	今ちょっとお話を伺いさせていただいたので、中でしっかり検討させていただきますので。
委 員	もう一つね、生産緑地の申請、これは去年1回やってもらったけれども、今後の問題はどないしますの。今年はやるかやらないか、来年からどうするか、定期的にね、何月から何月まで、そういう設置をやって、オーケーになったものは来年度してもらえるとか、その体制的にね、今後どう

	やって続けていくかとか、その辺もようわからんけどね。
事務局	<p>追加申請の件については今、3つの要件がありまして、1つ目はこの、500から300に引き下げた場合に、追加する場合で、2つ目が今ファミリー農園見直し、制度見直しをしておりますので、昨年度、ファミリー農園をされているという理由で指定に至らなかったところをどうするかという部分の、問題がはっきりすればそこの部分も追加していく可能性があります。</p> <p>今回、桜井西側の市街区域編入に伴って、新しく農業を続けられる農地について、生産緑地をしたいという方がいらっしゃったらその追加をしたいと考えております。ただ、その時期等については今のところちょっと未定でございますので、3つの要件を合わせて追加申請をしていただくかは、今のところ時期は確定しておりません。以上でございます。</p>
議長	はい。
	<p>今の答弁の中にあったかしらんけど、ファミリー農園はいいことだと、我々は貸し農園と言っていた。個人に、それが今まであかんかったでしょう。この資料を見たら生産緑地の中に、何だろう、いろいろなものができるようになったわけでしょう。</p>
	<p>都市農業振興法に基づいて、できるだけ農地を埋めていこうというあれで。</p>
委員	残すのではない。
委員	直売所を兼ねて。
委員	そうそうそう。直販をしようとかね、そういうことができるようになったと。規制が緩くなったと解釈できる。
委員	そうですね。
委員	その場合やね、一般にそこらでやっている貸農園は純粋に、ほんまに畑をしているわけでしょう。それが何であかんねんと。だからそれも努力したらなるのと違うかと思う。
事務局	一遍ね、整理をせなあかんので、各種制度にのっとった貸し農園に、今はなってないのでね。

委 員	今はな。そやから、その難しいいろいろな方法の貸し農園でなしにね、そこらでやっている、地主が何人か耕作者に貸していると、単純に言うたら。それを認めるように話してくれと言っているわけ。こんなもん今、いろいろなもんができるよるんやで、肝心の畑をしているその農地が生産緑地にできんのはのおかしいと思う。そやさかい、会長と事務局長、ひとつ知恵を出してほしいと思う。
事務局	もちろんご希望される方には指定を受けていただけるようにね、ただ生産緑地というやっぱり、国の支援制度の条件に合って初めて該当するので、そこを近づける努力はもちろんさせていただきます。ただ、今まで全くそういうのを制度にのっとって、寄り添う形での整理ができていなかったので、今般、今までに整理しようとして動いているところですので、ただ過度にね、その今貸しておられる方にね、めちゃめちゃ負担が要るとか、今、借りている人にめちゃめちゃ負担が行くとか、そういうものも可能な限り軽減できる中で、なおかつきっちり生産緑地を希望される方には適用できるように、その辺はきっちりと整理を今、する準備をしていますので。
委 員	だから、その辺をきちんとやってほしい。できるだけ貸して、農業を続けていますという状態、これだったらオーケーだと、それをもう軽い状態で、そんなに一生懸命ではなくて、これまでのままでいいわ、ということを考えてももらえるといいかなと僕は思って。
事務局	まだ個別の分は個別ですし、大きい分は、やっぱり制度としての整理は、農業担当としてきっちり進めさせていただきます。
委 員	だからどういう形だったらあかんねんと、どういう形だったらよいと、その辺がはっきりせんからね。
議 長	はい、かなり緩和されてるんやね。
委 員	緩和されているから。
議 長	今まで絶対に自分で農業を続けやな、人に貸したらあかんということ。
委 員	あかん、あかんではおかしい。

議 長	貸してもいいけど、ただ証明がね、小作権とかそういったちゃんとした仲介でJAが入ってやってくれたから、そういう何が、市民農園だったらいいけども、ファミリー農園はあかん。
委 員	解釈、そんな、その辺は。いろいろな解釈できるようにちょっとでもして下さい。
議 長	はい、国が、わかりました、できるだけ農地を守れるような方法で、はい、やっていただくように。 よろしいですか。
委 員	もう1件だけ。
議 長	はい。
委 員	済みません。来年2月1日付で、農林業センサスがあると思うんですけどね、それと今回、農業委員会がアンケート調査をするのと、期間、ごつう接近しているのでね、できたら同じ時期にやれるもんがあったら、助かるなど。一応。
議 長	事務局。
事務局	農林業センサスの仕組みを私、詳しく存じ上げないですけども、それは、地区の農業委員さんが調査員となって、各農業従事者の方を回られる予定になっているんですかね。
委 員	いや、最近、町長の文書で農林業センサスをしてくれる人を推薦してくださいと来ていたので。だから地区によっては、そういう人がいるかもわからんけども、違う人がいるかもわからん。
委 員	2月1日。
議 長	どうですか。事務局。
事務局	済みません、ちょっと所管課が、総務部でやってまして、それを一緒に統一化できることが可能なのか、できるなら負担も減りますので、ちょっと中で話をさせていただきます。済みません。

委 員	11月1日の。
議 長	ほなこれ、11月でどやねん。やるのと違うか。それが今の。
事務局	そうでね、またちょっと中で総務課と検討して。
議 長	だから、そこは農業委員さんがやるということではないからね、ただ大体は実行組合長が指名している。
委 員	実行組合長に対して、指名してください。申請してくださいという。本人通知を。
議 長	農業委員とまた別の話だけど、初めの話は地区の座談会とか、農業委員としてそういう活躍をしなさいと。してほしい、農業会議等々のご理解ですわ。ですからこっちとまた、ほんまはちょっと違うけどね。農業委員さんと顔を合わせてお話しをするという機会になるんです。農業者と、農業委員さんと顔を会わせて話をすると、農業について、それが欲しいわけです。ちょっと後で。
委 員	実行組合長が回るんですか、これもやはり、夜に実行組合員に回りますけど、大体、ほぼ同じ人が、農業委員が実行組合長をしているわけだからほとんど。 それはおっしゃるように、1回で済んだほうが非常に効率的に。
議 長	ほな一遍、検討してもらいますわ。
事務局	そうですね。
議 長	はい、でしたら検討してもらいますわ、はい。 それでは、この件については終了いたします。 それでは、あと何か、事務局からありますか。
事務局	では、事務局から4点、お知らせとお願ひがございます。 まず1点目ですけれども、今、台風19号の接近に伴いまして別添のとおり近畿農政局より「応急対策の実施」というご案内がございました。つきましては、内容につきましてよくご確認いただきましてご配慮をよろしくお願ひ申し上げます。 2点目は、農地パトロールについてでございます。10月下旬から11

	<p>月下旬まで、7地区に分けましてパトロールを実施します。各地区的スケジュール、集合場所につきましては、後日お渡しします「遊休農地パトロール実施予定」と書かれた紙をお渡しいたしますので、ご参照をよろしくお願ひします。小雨程度であれば予定どおり実施いたしますが、強い雨の場合など、実施できない場合には再度、日程調整をさせていただきます。</p> <p>なお、これまでも農地台帳に登録されているにもかかわらず駐車場など農地以外に転用されている事例が発生しておりますので、今回のパトロールでは例年以上に時間をかけて回りたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>当日は農業委員会の帽子と腕章を着用の上、集合場所にお越しいただく形になりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>3点目でございます。農業委員会大会についてのお知らせでございます。先日、開催通知を送付させていただきましたが、10月29日火曜日に大阪府農業委員会大会が開催されます。</p> <p>当日は貸し切りのマイクロバスで移動しますので、委員の皆様は10時25分までに役場前駐車場へお越しください。</p> <p>やむを得ず欠席される方は、また事務局までお知らせいただきますようよろしくお願ひいたします。</p> <p>最後に、4点目ですが農業委員会に係る図書・リーフレットを皆様に配付させていただいております。こちらは、三島地区で島本町に割り当てられました経費にてご購入させていただいたものでございます。今後の農業委員として活動の一助になればと考えておりますのでぜひご観覧くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
議長	<p>はい、今、説明がございました。今の点について何かご質問はございますか。</p> <p>ご意見はないですか。はい。特にないようでございましたら、ここで議長を解任させていただきます。</p> <p>本日は長時間ご協力いただきましてありがとうございました。</p>
事務局	<p>大西会長、ありがとうございました。</p> <p>それでは、以上をもちまして第13回島本町農業委員会を閉会させていただきます。本日は、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございました。</p>